

主な記事	
定額減税Q&Aを改訂	2面
私的年金のあり方で中間整理	2面
賃上げ税制とくるみん認定等	3面
評価通達205巡り地裁判決	4面

買戻条件付き種類株式の買戻し時の取扱いで文書回答

国税庁は8日、日本公認会計士協会から事前照会のあった「買戻条件の付された種類株式について買戻しが行われた場合における譲渡法人の税務上の取扱いについて(株価算定書の価額を参照して決定された価額に基つき買戻しが行われた場合)」に対する文書回答を同庁ホームページ上で公表した。同協会は、

専門性有する第三者の価額算定で原則、低廉譲渡等に非該当

種類株式等の内容は、が算定した株価算定書の多様なものが考えられる。価額を参照して決定するところ、一般的にスタートアップにおいて発行される種類株式等は市場が形成されていないため、これらを譲渡する際の株価については、買戻条件の付された種類株式等については、専門性を有する第三者にその算定を依頼することが考えられ、その第三者

税制改正大綱に取扱い明確化が盛り込まれていた事項

インボイスQ&Aを改訂
「多く寄せられる質問」を取り込む
6年度税制改正関係も

国税庁は8日、「消費税率の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(インボイスQ&A)」を改訂した。インボイス制度がスタートした昨年10月以降の改訂で、その間に「多く寄せられる質問」として公表された内容や、令和6年度税制改正に

「令和6年度税制改正意見書」の中で、「種類株式の評価についての考え方及び課税上の取扱いを明確化すること」を求めている。令和6年度税制改正大綱では、「買戻条件の付された一定の種類株式について買戻しが行われた場合における譲渡法人の課税上の取扱いを明確化することが盛り込まれていた。同庁では、照会の事実が前提なら差し支えない旨回答している。

そこで同協会は、税務上、種類株式等の評価については、特に、買戻条件の付された種類株式等については、専門性を有する第三者にその算定を依頼することが考えられ、その第三者

の追加はされていないが、多く寄せられる質問の内容が、インボイスQ&Aのどの問答に記載されているかが示されている。なお、多く寄せられる質問は4月10日にも更新され、問答が1問追加されている。令和6年度4月以降版となっている。4月8日に更新されたものは「令和5年10月1日」として、同庁ホームページに掲載されている。6年度改正関係で

前記の第三者が算定した株価算定書の価額とは具体的に、公認会計士または企業価値評価を専門とする事業会社により評価された価額で、評価対象となる企業の過年度の財務諸表等、中期計画その他の必要な書類を確認するなど、同協会から公表されている一定の研究報告を参考に価格算定が行われていることなどが一般的としている。

同協会の照会には、資本関係や取引関係等の利害関係のない非上場スタートアップX社と、ベンチャーキャピタルY社のケースで、X社が将来の株式公開を見据えており、両者が合意した投資契約で、新株発行を行った日から3年経過後、種類株式について、X社

により買戻しができる旨が定められ、その買戻価額は、買戻しの請求時において、専門性を有する第三者が算定した株価算定書の価額を参照してX社とY社との間で合意した価額によることとされているもの。

同協会では、買戻しの請求時の価額として、X社およびY社と資本関係や取引関係等の利害関係がない株式で、評価実務において専門性を有する第三者であるZ社により、種類株

式の価額算定が行われており、これを参照しつつ、種類株式に係る取引以外の取引関係がないX社とY社との間において合意された価額に基づき買戻しが行われるので、このようにして取り決められた買戻価額による譲渡は、原則として、税務上、低廉譲渡等に該当することはないと考えられるとして照会していた。

なお、同協会は「意見書」の中で、「もし、通達等において種類株式の評価の具体的な計算方法を明らかにしないのであれば、これに代えて、専門性を有する第三者により行われた評価計算を課税上も尊重する旨を公表するなどの方法も考えられる」などとも主張していた。

第20回「税に関する論文」募集

健全企業のブランド 納税協会

租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上等を目的として、広く「税に関する論文」を募集します。

賞	最優秀賞	100万円
	優秀賞	50万円
	奨励賞	30万円
	特別賞	10万円
賞	最優秀賞	50万円
	優秀賞	30万円
	奨励賞	20万円
	特別賞	10万円

【応募期間】令和6年4月1日(月)～6月30日(日)

【応募方法】については、納税協会連合会ホームページでご確認ください。

税に関する論文 検索

https://www.nouzeikyokai.or.jp

公益財団法人 納税協会連合会

酒井克彦 著 ▼A5判・定価4620円(税込)

四訂版 裁判例からみる法人税法 橋 素子 著 ▼A5判・定価5390円(税込)

新訂版 最近の判例に学ぶ徴収実務 森口祥司 編著 ▼A5判・定価5830円(税込)

令和6年版 国税徴収法基本通達逐条解説 前版(令和3年3月刊)以降の改正事項を織り込んだ最新版。 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎 共編 ▼A5判・定価7150円(税込)

令和6年改訂 国税徴収法精解 OAG税理士法人 編著 ▼B5判・定価2640円(税込)

令和6年版 よりよい相続のために!! 相続手続・申告シンプルガイド 松岡章夫・山岡美樹 共著 ▼A5判・定価3300円(税込)

令和6年版 相続税 小規模宅地等の特例 241問のQ&Aにより、本特例の適用可否について分かりやすく解説。 小野 徹 編 ▼A5判・定価3740円(税込)

令和6年版 土地評価の実務 松本好正 著 ▼A5判・定価2750円(税込)

空き家の譲渡所得に係る課税特例のすべて 事例解説 専門家が教える空き家の売り方「空き家特例」について、様々な事例により質疑応答形式で解説。 中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著 ▼A5判・定価2530円(税込)

令和6年度 税制改正早わかり 令和6年度の税制改正について、いち早く国税地方税の主要項目を解説。 ◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆ TEL03(3829)4141(代) FAX03(3829)4001 「国税速報データベース」税のしるべ電子版、アクセスは、次のアドレスで! https://www.zaikyo.or.jp

6年分所得税の定額減税Q&Aを改訂

所得制限を超える見込みでも月次減税は一律適用

本人が不要と申し出て控除しないは不可

国税庁は11日、「令和6年分所得税の定額減税Q&A」を改訂した。今回の改訂では、新たに11問が追加されるとともに、既存の4問について修正が加えられた。このうち追加された問いでは、定額減税に課されている所得制限(合計所得金額が1805万円を超えると定額減税の対象外となる)を超える人から給与の支払者に対して月次減税の適用は不要との申出があった場合に、本人の申出により月次減税の適用を受けるか受けないかを選択することができるのかという問いがあり、その回答では、選択することはいずれも、一律に適用する旨が示されている。

この答えでは、控除対象者自身が定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできないとした。

このほか、追加された問いでは、青色事業専従者は定額減税の適用を受けられるかや休職者に対する定額減税の取扱いも示された。青色事業専従者については定額減税の適用を受ける。休職者は休職後の6年分の給与から月1日時点で実際に給与の支払を受けている給与の額を基礎として、月次減税の対象となる旨を回答している。なお、このような人は復職後に実際に支払われる6年分の給与から月次減税額の控除を受けることになる。

帝国データバンクの調査によると、令和5年の休業・解散件数が前年比で最も増加した業種は、税理士事務所となっている。前年の30件から2・7倍となる81件に増加している。休業・解散率も前年の1・75%から4・97%に上昇しており、業種別でみると4番目に高い数字だ。★休業等が増加した理由としては、従前から税理士の高齢化が課題となっていた中で、競争激化による顧問企業の減少、顧問料の低下など経営環境の悪化、インボイス制度の導入など新たな業務のスタートなども影響したなどとしている。★新たな制度により業務が増加し、そのコストを価格に転嫁できない場合は、経営は悪化しかねない。今年度は定額減税が実施される。複雑な制度となっており、企業や税理士事務所の業務にも大きく影響しそうだ。(丁)



新たな業務のスタートなども影響したなどとしている。★新たな制度により業務が増加し、そのコストを価格に転嫁できない場合は、経営は悪化しかねない。今年度は定額減税が実施される。複雑な制度となっており、企業や税理士事務所の業務にも大きく影響しそうだ。(丁)

個人住民税の定額減税情報を随時掲載

総務省はこのほど、同省ホームページに「個人住民税における定額減税」についての最新情報を随時掲載するサイトを立ち上げ、

「個人住民税の定額減税に係るQ&A集」の第2版も公表した。このほか、サイトには、個人住民税の定額減税の概要の周知に向け、各自自治体が活用できるリーフレット例が掲載されている。

Q&A集は、1月29日に公表した第1版の改訂版で、「令和6年1月2日以後に出生・死亡した扶養親族に係る取扱い」(Q2-2-4)、「年度中に年金所得に係る特別徴収税額が変更された場合の変更後の徴収方法」(Q3-1-2-2)、「現行のeLTAXにおいて、年金所得に係る特別徴収における団体回付データのうち、通知

た扶養親族については規定に基づき、6年12月31日(6年中に死亡した場合)は、その死亡の時)の現況による定額減税の対象とはならないとしている。なお、6年分の所得税に係る扶養親族の判定時期は、所得税法の規定に基づき、6年12月31日(6年中に死亡した場合)は、その死亡の時)の現況による定額減税の対象とはならないとしている。なお、6年分の所得税に係る扶養親族の判定時期は、所得税法の規定に基づき、6年12月31日(6年中に死亡した場合)は、その死亡の時)の現況による定額減税の対象とはならないとしている。

社会保障審議会
イデコの拠出限度額引上げなどで意見
私的年金制度の検討課題を中間整理

厚生労働省の社会保障審議会企業年金・個人金部会は、このほど、私的年金制度について令和5年度に設定した検討課題の中間整理を取りまとめた。個人型確定拠出年金(イデコ)の拠出限度額の引上げ

や非課税限度額の設け、加入可能年齢や受給開始可能年齢の引上げなど5年度に行なった議論の内容が記載されている。両部会では、次期制度改正の財政検証にあわせ、引き続き各論点を深掘し、所要の法制上の措置

を講じるとし、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考に具体的な案の検討を進めるとしていた。

中間整理では、これら税制面について、今後、退職所得課税の強化が検討されるのであれば、拠出限度額の引上げや特別法人税撤廃の議論も進めていくことが必要、イデコは第2号被保険者の半分以上が上限まで拠出して

誠実と確かな技術で地域社会に奉仕する

吉原建設株式会社

代表取締役会長 吉原 正和
代表取締役社長 吉原 政秀

本店／宮崎県都城市中原町32街区1号
TEL0986-25-7000 FAX0986-25-7006
宮崎本社／宮崎県宮崎市大字本郷北方字高山2520-5
TEL0985-50-7000
日向支店／宮崎県日向市大字財光寺沖の原1037-2
TEL0982-54-7000
福岡支店／福岡県福岡市中央区高砂1丁目21番19号
TEL092-521-0300
東京支店／東京都千代田区神田須田町1-34 FIRST K・Kビル
TEL03-3253-6701
熊本営業所／熊本県熊本市保田窪1丁目10番42号
TEL096-382-7867

高千穂牧場

九州産の良質な牛乳を
たっぷり使った
風味豊かな商品です。

カフェア
ヨーグル

DAIRY

“ 税のオピニオンリーダー
それが経営者の団体
「法人会」です ”

経営者自らの視野をひろげ社会の繁栄を目指すとき、健全な経営に役立つ税知識と経営力を身につけられるようお手伝いするのが「法人会」です。

公益社団法人 宮崎法人会

会長 後藤 健治

【事務局】
宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル3階
TEL 0985(31)7880/FAX 0985(22)5472
https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/miyazaki/

賃上げ促進税制で上乗せ措置が適用されるくるみん認定等

	認定の段階	大企業向け	中堅企業向け	中小企業向け	認定の取得時期
くるみん認定制度	プラチナくるみん (プラチナくるみんプラス)	○	○	○	適用事業年度終了の日において認定を取得している場合が対象
	くるみん (くるみんプラス) ※1	×	×	○	適用事業年度中に認定を取得した場合が対象
	トライくるみん (トライくるみんプラス)	×	×	×	—
または					
えるぼし認定制度	プラチナえるぼし	○	○	○	適用事業年度終了の日において認定を取得している場合が対象
	えるぼし(3段階目)	×	○	○	適用事業年度中に認定を取得した場合が対象
	えるぼし(2段階目)	×	×	○	—
	えるぼし(1段階目)	×	×	×	—

※1 くるみん認定またはくるみんプラス認定は、令和4年4月1日以降の基準を満たした認定を取得した場合に限り適用可能。

賃上げ促進税制で上乗せ措置を新設

くるみん認定、えるぼし認定とは

認定の段階で適用対象となる取得時期が異なる

令和6年度税制改正では、賃上げ促進税制が拡充・延長された。その中で、厚生労働省の認定制度である、仕事と子育ての両立に関する「くるみん認定制度」または女性の活躍支援に関する「えるぼし認定制度」において一定の認定を受けることで、税額控除率を5%上乗せする措置が新設された。それらの認定制度では、企業の取組状況等によって認定の段階があり、賃上げ促進税制では、大企業向け、中堅企業向け、中小企業向けで上乗せ措置の要件となる認定の段階が異なっている。また、認定の段階によって、適用対象となる認定の取得時期が異なるので注意したい。

くるみん認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定等を行った企業のうち、計画に定めた目標の達成として、男性の育児休業等取得率などについて、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」「プラス認定」を受け

の達成として、男性の「トライくるみん認定」を受けることができる。これらの認定にあわせて、不妊治療と仕事の両立に関する要件を満たす企業については、「プラス認定」を受け

ることができる。

くるみん認定またはトライくるみん認定を受けた企業のうち、より高い基準を満たした場合は、プラチナくるみん認定を受けることができる。

なお、一般事業主行動計画は、常時雇用する労働者が101人以上の事業主について、策定や届出が義務付けられている(えるぼし認定制度でも同様)。認定企業数(5年9月末時点)は、くるみんが4313社、プラチナくるみんが589

給食の金額基準

軽減税率Q&Aを改訂

670円以下に変更

国税庁はこのほど、消費税の軽減税率制度に関するQ&Aを改訂した。制度概要編では問10、個別事例編では問75と問80が改訂されており、その内容は、令和6年6月から消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変わるというもの。有料老人ホームなどの特定の施設で行う一定の金額以下の飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象とな

社となっている。

えるぼし認定制度

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定等を行った企業のうち、女性の活躍促進に関する取組みとして、女性労働者の割合や管理職に占める女性労働者の割合などについて、一定の要件

を満たした企業は、えるぼし認定(1〜3段階目)を受けることができる。

えるぼし認定を受けた企業のうち、より高い要件を満たした場合は、プラチナえるぼし認定を受けることができる。

認定企業数(5年12月末時点)は、えるぼし

し(1〜3段階目の合計)が2534社、プラチナえるぼしが47社となっている。

税制との関係

賃上げ促進税制において、上乗せ措置が適用される認定の段階は表のとおり。適用対象となる認定の取得時期については、経済産業

省のパンフレットで示されている。また、くるみん認定は、4年4月1日から認定基準が改正されており、中小企業向けで上乗せ措置が適用されるくるみん認定は、同日以降の基準を満たした認定を取得した場合に限り、適用可能となっている。

令和6年度(第74回)税理士試験

の施行が5日に公告された。8月6日には簿記論や財務諸表論、消費税法などが、同月7日には法人税法、相続税法と所得税法が、同月8日には国税徴収法、固定資産税、住民税などの試験科目が実施される。合格者の発表は11月29日の予定。

税理士試験8月6日から3日間実施

昨年度から受験資格を一部緩和

受験資格において、学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲(履修科目要件)について、「法学又は経済学(に属する科目)」を緩和し、「社会科学(に属する科目)」とされている。多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべきなどの声を受けたもので、今後の税理士試験の受験者増や、受験者の若返りなどが期待されている。

活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)の一部改正に伴うものとなっている。

自動ダイレクトの一部手続を一時停止

国税庁

国税庁は5日、4月からスタートした自動ダイレクトにおいて、源泉所得税の「非居住者・外国法人の所得に

く、誤って月末に設定されていることが判明したと公表した。このため、7日から一時的に、対象手続の自動ダイレクトの利用を停止している。なお、e-Taxによる申告や、ダイレクト納付は引き続き利用が可能だ。

一時停止している対象手続に関して影響があるものの多くは、利子を支払う金融機関となっている。ほかには非居住者や外国法人に

小正醸造株式会社

〒880-0833 宮崎県宮崎市昭栄町45番地1

☎ 0985-23-7890 (代)

代表取締役社長 佐藤 正

本社 鹿児島市堀江町10番1号 ☎(099)226-0151 代表サービスステーション / バイサイド鹿児島・平之町 セントラル始良・伊集院 始良総合運動公園前

ENEOS株式会社特約店

 井上石油株式会社

代表取締役 大山 健次

本社 鹿児島市堀江町10番1号 ☎(099)226-0151 代表サービスステーション / バイサイド鹿児島・平之町 セントラル始良・伊集院 始良総合運動公園前

雲海酒造株式会社

代表取締役社長 佐藤 正

本社 〒880-0833 宮崎県宮崎市昭栄町45番地1 ☎ 0985-23-7890 (代)

事業所 / 東京支店・大阪支店・広島支店 福岡支店・宮崎支店・五ヶ瀬蔵 綾蔵・高岡蔵・出水蔵 酒泉の杜・綾自然蔵見学館

地裁判決

相続時の貸付金債権等の評価は額面通り

評価通達205を巡り納税者敗訴

被相続人から財産を相続した納税者が相続税の申告をしたところ、課税庁から被相続人の有していた貸付金債権等の評価額が過少であるとして更正処分等を受けたため、処分の取消しを求めている訴訟の判決が3月26日に東京地裁（品田幸男裁判長）であった。地裁は、貸付金債権等の評価額が過少であるといえるような理由はないうとして処分を適法と判断し、納税者敗訴の判決を下した（詳細を電子版に掲載しております）。

「実質的な回収可能性を考慮して個別評価すべき」との主張を退ける

被相続人は平成29年6月28日に死亡し、その相続が開始した。被相続人の法定相続人には二男と、被相続人の養子となった二男の配偶者、本件訴訟を起こした長男（納税者）がいた。被相続人は生前、全財産を二男とその配偶者（あわせて二男）に相続させる旨の公正証書遺言をしていた。被相続人は26年6月、相続開始日に被相続人はA社に合計約5億890万円の貸付金債権等を有していた。長男は29年10月に、二男らに遺留分減殺請求をし、長男と二男らは30年11月に相続財産のうち土地および建物の一部を長男が相続すること等で合意し、同月、長男は相続税の期合は約93・6%だった。相続開始日に被相続人はA社に合計約5億890万円の貸付金債権等を有していた。納税者は、本件貸付金債権等には財産評価基本通達205（貸付金債権等の元本価額の範囲）に定める評価方法を形式的に用いると適切な時価を算定できず、かえって相続負担の実質的な公平を著しく害することが明らかであるといえるような特別な事情がある。このため、その実質的な回収可能性を考慮して個別具体的に評価すべきで、一部は回収不能だったなどと主張。しかし、判決で地裁は納税者が主張する実質的な回収可能性を考慮した評価は客観性の確保や恣意性の排除が難しいなどと退けた。その上で、A社が相続開始日時点で債務超過の状態にあり、その経営状況は緩やかに悪化しつつあったことは認めつつ、①同族である役員に対して役員報酬を支払うことができていたこと、②貸付金債権等の大半は被相続人

連合会 世帯単位課税の選択的導入など検討を 少子化社会の税制のあり方で答申

日本税理士会連合会（太田直樹会長）の税制審議会（会長＝中里実東京大学名誉教授）は3月25日、令和5年度諮問事項「少子化社会における税制のあり方について」に対する検討結果を取りまとめ、太田会長に答申した。少子化に歯止めがかかっていない現状における、少子化の現状と影響を俯瞰し、現在実施されている少子化対策の効果や問題点等を検証したうえで、少子化に歯止めをかける税制はどうあるべきかに焦点をあてて検討。そして、世帯単位課税の現役子育て世代への選択的導入の検討、年少扶養控除の復活、就業調整問題への対応として配偶者控除および配偶者特別控除の廃止、社会保険制度における被保険者の範囲の見直し、託児施設の設置を俯瞰し、現在実施されている少子化対策の効果や問題点等を検証したうえで、少子化に歯止めをかける税制はどうあるべきかに焦点をあてて検討。そして、世帯単位課税の現役子育て世代への選択的導入の検討、年少扶養控除の復活、就業調整問題への対応として配偶者控除および配偶者特別控除の廃止、社会保険制度における被保険者の範囲の見直し、託児施設の設置を俯瞰し、現在実施されている少子化対策の効果や問題点等を検証したうえで、少子化に歯止めをかける税制はどうあるべきかに焦点をあてて検討。

福岡局

欠損金の引継制限の有無で文書回答

支配関係にある協同組合を株式会社組織変更

その後合併した場合

福岡国税局は8日、事前照会のあった「支配関係のある協同組合が株式会社に組織変更して合併を行った場合の欠損金額の引継制限について（5年前の日から継続して支配関係がある場合への該当性）」に対する文書回答を国税庁ホームページ上で公表した。同局は、照会の事実が前提なら意見のとおりで差し支えない旨回答している。

同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合として設立された法人である。そして、商業施設およびその施設の敷地等（商業施設等）を保有しており、照会者はこの統合を計画している。具体的には、X年5月、長男は被相続人がA社に有していた貸付金債権等の一部が回収不能であるとして、評価額を約2億6290万円としていた。しかし、課税庁が貸付金債権等を額面どおり約5億890万円と評価して更正処分等をしたことから争いとなった。争点は、本件貸付金債権等の評価額をいくらすべきか。納税者は、本件貸付金債権等には財産評価基本通達205（貸付金債権等の元本価額の範囲）に定める評価方法を形式的に用いると適切な時価を算定できず、かえって相続負担の実質的な公平を著しく害することが明らかであるといえるような特別な事情がある。このため、その実質的な回収可能性を考慮して個別具体的に評価すべきで、一部は回収不能だったなどと主張。しかし、判決で地裁は納税者が主張する実質的な回収可能性を考慮した評価は客観性の確保や恣意性の排除が難しいなどと退けた。その上で、A社が相続開始日時点で債務超過の状態にあり、その経営状況は緩やかに悪化しつつあったことは認めつつ、①同族である役員に対して役員報酬を支払うことができていたこと、②貸付金債権等の大半は被相続人

商業施設等を賃貸してきた。しかし今般、大手スーパーの地域参入やドラッグストアの台頭により照会者の運営する商業施設等の中核事業であるA社が行う小売業の業績が低迷してきたことから、商業施設等の運営の維持と、A社事業の効率化等を目的として照会者とA社との統合を計画している。具体的には、X年5

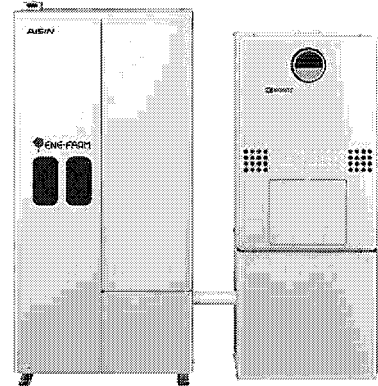
月に照会者を合併法人としA社を被合併法人とする適格合併（本件合併）を行うことを予定。本件合併の対価として、照会者の株式をA社株主の保有割合に応じて交付することとしている。照会者は、事業協同組合であったため、株式会社であるA社との合併を行うため、本件合併前のX-1年10月の日を効力発生の日と

して、事業協同組合から株式会社組織変更（本件組織変更）を行うっており、本件組織変更の効力発生日において、本件組織変更前の組合員であった者に対して、これまで保有していた出資に代えて株式の割り当てが行われている。ところで、照会者は、事業協同組合として設立されたから、A社により出資総口数の50%超を継続して保有さ

れ、本件組織変更後から本件合併の直前まで、発行済株式総数の50%超を保有されている。そこで、照会者は本件組織変更において、事業協同組合として一旦解散登記をし、新たに株式会社として設立登記をされ、出資者の持分としては出資から株式へと内容が変わっているが、このような場合であっても、本件組織変更前を含めると

10年以上、A社により出資総口数または発行済株式総数の50%超を継続して保有されている関係があることから、A社と照会者との間に照会者の本件合併の日の属する事業年度の開始の日の5年前の日から継続して支配関係がある場合に該当し、A社の未処理欠損金額の引継制限を受けることとはないと解して差し支えないか事前照会していた。

これからのエネルギーは
made in 我が家！



エネファーム
ENE・FARM
type S

心豊かな未来へ...

宮崎ガス



黒霧島の炭酸割り。その名も、**黒キリボール**。

Let's TRY!

本格焼酎は糖質0 フリン体0

黒霧島酒造株式会社

©飲酒は20歳から。©飲酒運転は、法律で禁じられています。©飲酒は適量を。©妊娠中や授乳期の飲酒はお控えください。

インボイス制度の導入に伴う実務

消費税の課否判断ポイント



■ 税理士 杉村 博司

3

入場券や観劇券などの物品切手について、仕入税額控除の時期をその入場券等の購入時かまたは使用時か、またチケットショップなどで券面金額より低額で購入した場合の仕入税額控除における対価の額はどうかなど、消費税の取扱いやインボイス制度の対応に悩むケースがあるのではないのでしょうか。

物品切手等に係る消費税の取扱い

消費税法における「物品切手等」とは、証書等と引換えに一定の物品の給付や貸付け、役務（サービス）の提供を約するもので、給付を受けようとする者がその証書等と引換えに給付を受けたことによって、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しない証書をいい、例えば、商品券やギフト券、そして映画・演劇等の入場券・観劇券などが該当します。

物品切手等の消費税における課税関係について、その物品切手等の発行者（引換給付を行う者）の発行は、課税の対象ではなく（不課税）、また、発行を受けた後における発行者以外の者が行うその物品切手等の販売（譲渡）は、非課税売上げとなります。

このため、商品券や入場券などの物品切手等を購入した時点では、課税仕入れには該当せず（不課税又は非課税仕入れ）、その入場券等と引換えに演劇等の役務の提供を受けた時、つまり入場券等を使用した時が仕入税額控除の対象となります。

そして、その物品切手等の使用に係る仕入税額控除における対

入場券等の物品切手におけるインボイスに注意

価の額は、演劇等の役務の引替給付の対価であり、物品切手等に表彰された金額、つまり券面金額となります。

ただし、特例として物品切手等を購入した事業者がその物品切手等の引換給付を自ら受けるもので、継続して購入時の課税仕入れとする取扱いも認められています。この場合に、引換給付を行う発行者から券面金額より低額で購入した場合には、券面金額ではなく購入した価額が仕入税額控除における対価の額となります。なお、この特例はあくまでも「自ら引換給付を受けるもの」が前提ですから、チケットショップ等発行者以外の者からの購入や贈答用に購入するものは対象とならないことに注意が必要です。

インボイス制度の対応

入場券等の物品切手等の購入は、前述のとおり不課税又は非課税となりますから、原則として、その購入時においては、売手である発行者等からのインボイスの交付を受けることができません。

このため、演劇等の役務の引換給付を受けた時、つまり通常は入場や観劇等した時にインボイスの発行を受けることとなるのですが、多数の入場者等への対応は現実的に困難な場合もあります。

そこで、その入場券等が回収される場合の入場券等回収特例を適用する、つまり簡易インボイスの記載事項（取引日を除き、発行者の氏名等及び登録番号、取引の内容、対価の額並びに消費税額又は税率）が記載された入場券等が入場等の際に回収される場合における特例を適用し、帳簿のみの記載で仕入税額控除の適用を受けることとなります。

なお、入場券の半券やWEBサイトからのダウンロードによってインボイスの交付を受けることができるほか、自ら使用する（引替給付を受ける）場合に、発行者からの購入時に発行者からインボイスの事前交付を受ける取扱いも認められています。

自動販売機特例取引の帳簿記載例

総勘定元帳（会議費）					
〇〇年		相手勘定科目	摘要	借方金額	貸方金額
月	日				
3	3	現金	自販機飲料※	2,500	
3	30	現金	自販機飲料※	1,300	
					残高
					2,500
					3,800

※軽減税率適用

回収特定取引の帳簿記載例

総勘定元帳（福利厚生費）					
〇〇年		相手勘定科目	摘要	借方金額	貸方金額
月	日				
3	1	現金	〇〇施設入場券	6,000	
3	29	普通預金	〇〇施設入場券	3,000	
					残高
					6,000
					9,000

アッキー 少し、手間が省けましたね。帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められている帳簿の記載事項とは、どのような項目ですか。

ジュン 帳簿のみの保存の特例が適用できる改正前の帳簿の記載事項は、「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」、「取引年月日」、「取引内容」、「軽減税率の場合」、「その旨」も記載します。そのほか、記載事項として「対価の額」、「自販機など特例の対象となる旨」も記載します。また、課税仕入れの相手方の住所又は所在地についても、3万円未満の公共交通機関利用時などの取扱いと同様に、記載を求めないことが見直されました。

アッキー 3万円未満の「自動販売機特例」や「回収特例」が適用されるかどうかの判定は、どのような単位で行うのですか。

ジュン 3万円未満の取引かどうかについては、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判断します。

例えば、自動販売機で1本250円の飲料水を10本購入するような場合、合計すると2500円となりますが、1回の商品購入金額である1本250円で判断します。

また、1枚3000円の〇〇施設の入場券を2枚購入して使用する場合、1回の使用金額2枚の6000円で判断することとなります。

アッキー 今回の改正は、具体的にいつの取引から記載しなくても良いのですか？

ジュン インボイス制度が実施された令和5年10月1日以後に行われる課税仕入れについて、帳簿に住所等を記載する必要はありません。

帳簿の記載方法は、上図のような記載例となります。

インボイス制度関連の一部改正（自販機特例等が適用される取引）

アッキー 令和6年度税制改正において「自動販売機特例が適用される取引」や「回収特例が適用される3万円未満の課税取引」については、帳簿への「住所又は所在地」の記載が不要になるとのことですが、詳しく教えてください。

ジュン 自動販売機やコインロッカー、コインランドリーなどの自動サービス機による3万円未満の課税仕入れのほか（自動販売機特例）、駅の入場券やイベントのチケットのような物品切手等で簡易インボイスの記載事項が記載されているものが、使用の際にその入場券等が回収される場合の課税仕入れについては（回収特例）、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が認められていますが、今回の改正で、記載事項のうち帳簿への住所等の記載が不要とされるものです。

税込3万円未満の取引は住所等の記載が不要

アッキー 少し、手間が省けましたね。帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められている帳簿の記載事項とは、どのような項目ですか。

ジュン 帳簿のみの保存の特例が適用できる改正前の帳簿の記載事項は、「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」、「取引年月日」、「取引内容」、「軽減税率の場合」、「その旨」も記載します。そのほか、記載事項として「対価の額」、「自販機など特例の対象となる旨」も記載します。また、課税仕入れの相手方の住所又は所在地についても、3万円未満の公共交通機関利用時などの取扱いと同様に、記載を求めないことが見直されました。

アッキー 3万円未満の「自動販売機特例」や「回収特例」が適用されるかどうかの判定は、どのような単位で行うのですか。

ジュン 3万円未満の取引かどうかについては、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判断します。

例えば、自動販売機で1本250円の飲料水を10本購入するような場合、合計すると2500円となりますが、1回の商品購入金額である1本250円で判断します。

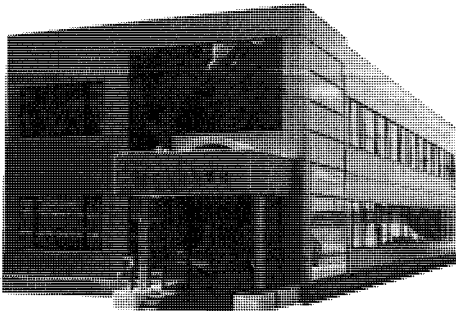
また、1枚3000円の〇〇施設の入場券を2枚購入して使用する場合、1回の使用金額2枚の6000円で判断することとなります。

アッキー 今回の改正は、具体的にいつの取引から記載しなくても良いのですか？

ジュン インボイス制度が実施された令和5年10月1日以後に行われる課税仕入れについて、帳簿に住所等を記載する必要はありません。

帳簿の記載方法は、上図のような記載例となります。

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録



株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 国男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

<https://www.15mimura.co.jp>

地域に拓き、貢献する

優良企業

「寝具リース」全国に広がる

スケールとネットワークで

「快適品質」をお届けします。

◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。

◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。



株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜康

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701代

仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600代

東京支店 東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601代

名古屋支店 名古屋市熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131代

大阪支店 東大阪市楠根一丁目2-31 ☎06(6745)1861代

営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央

静岡・京都・岡山・福岡

本社工場 仙台

工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

裁決事例集

192

裁決のポイント

相続財産である外国法人が発行する取引相場のない株式の価額について、評価通達に定める評価方法によるべきではない特別な事情があるとは認められないとした事例。

請求人ら(4名)が、相続税の更正の請求をし、原処分庁が、当該更正の請求の一部を認容する減額更正処分をしたところ、請求人らが、相続財産である韓国に所在する法人の株式は、韓国法令の規定に基づき評価すべきであるとして、原処分の全部の取消または一部の取消しを求めた事実で、国税不服審判所は、当該株式は、財産評価基本通達5-2(外国財産の評価)により評価できるのであるから、請求人の主張する事情をもって評価通達に定める評価方法によるべきではない特別な事情であると認めることはできないなどとして、請求を棄却した(非公開裁決、令和5年3月28日付)。

基礎事実等

本件被相続人は、本件相続開始日に死亡し、本件相続が開始した。本件被相続人は、本件相続開始日において、○○の国籍を有し、日本国内に住所を有していた。

本件相続において、○○の民法に基づく法定相続人は、本件被相続人の配偶者、請求人ら(本件被相続人の亡息子の配偶者、同亡息子の子(3名))及び本件被相続人の亡娘の配偶者の6名である。

本件被相続人は、本件相続開始日において、韓国に所在する本件会社の株式26万株(本件株式を所有していたところ、遺言により○○が全て相続した。本件会社の発行済株式総数は26万株であった。

外国法人が発行の取引相場のない株式、評価通達によるべきではない特別な事情なし

編集部編

本件相続開始日における本件株式1株当たりの評価額について、韓国税務署担当官が作成した、韓国相続税法施行令第54条の規定に基づく評価方法(1株当たりの純損益評価額と1株当たりの純資産価額(韓国)を各々3と2の割合で加重平均する方法。韓国評価)の計算書である非上場株式評価調書(本件評価調書)には、要旨、次のとおり記載があった。

①発行済株式総数:26万株
②純資産価額:1127億3237万7252円

③1株当たりの純資産価額(韓国)(②÷①)・43万3586円

④1株当たりの純損益評価額:30万1342円

⑤1株当たりの評価額(③×2+④×3)÷5)・35万4239円

本件相続開始日における邦貨換算レートは100円当たり10・58円であった。

請求人ら及び○○は、本件相続に係る相続税について、申告書を法定申告期限までに提出した。なお、当該申告書における本件株式の価額は80億1401万5672円であった。

請求人らは、令和3年5月7日、○○を請求人らの本件相続税の納税管理人とする旨の届出書を提出した。

請求人らは、同年9月16日、本件相続税について、本件各更正の請求をした。

なお、本件各更正の請求において請求人らが主張する本件株式の価額は119億2708万5513円であった。当該価額は、本件評価調書に記載されている純資産価額1127億3237万7252円を、本件相続開始日における邦貨換算レートである100円当たり10・58円で邦貨換算した価額(単位未満切捨て)である。

これに対し、○○は、本件株式の価額を含め本件各更正の請求に係る課税価格は認容した上で、外国税額控除額の計算に誤りがあったとして、4年3月11日付で、請求人らに対し、本件相続税の本件各更正処分をした。なお、本件各更正処分において認定された本件株式の価額は、本件各更正の請求において請求人らが主張していた本件株式の価額と同額であった。

は、本件各更正の請求において請求人らが主張していた本件株式の価額と同額であった。

請求人らは、本件各更正処分に不服があるとして、4年6月10日に審査請求をした。当該審査請求において請求人らが主張する本件株式の価額は、本件評価調書記載の1株当たりの評価額35万4239円に、本件被相続人の所有株数26万株を乗じ、本件相続開始日における邦貨換算レートである100円当たり10・58円で邦貨換算した価額97億4440万6412円である。

請求人の主張

本件株式の価額について、財産評価基本通達は、外国法人が発行する上場されていない株式を評価する定めになっていないため、評価通達に定める方法によって適正な時価を算定することができない特別な事情があるとして、本件会社の本店所在地である韓国における評価方法により評価すべきである。

審判所の判断

請求人らの主張する特別な事情とは、結局のところ、本件株式が韓国における上場されていない株式であるというものにすぎず、本件株式は、評価通達5-2(外国財産の評価)により評価できるのであるから、請求人の主張する事情をもって評価通達に定める評価方法によるべきではない特別な事情であると認めることはできない。

また、請求人らが主張する評価方法は、あくまでも韓国における評価方法であり、相続税法第22条(評価の原則)にいう時価、すなわち相続開始時における客観的な交換価値を表しているとはとはいえないため、評価通達により評価した価額が請求人らが主張する価額を超えていることをもって、評価通達に定める評価方法によるべきではない特別な事情があるとは認められない。

注目の二冊

最近の判例に学ぶ徴収実務(新訂版)

橘 素子 著

最近の徴収関係裁判例の中からリーディングケースになる判例を厳選。各々の判例の徴収実務との関係を明らかにした上で、事実関係と判示を理解しやすく簡潔に取りまとめ紹介。さらに、法令、学説、通達などを踏まえた解説により租税徴収実務上の留意点・問題点を把握できるよう配慮した租税公課の滞納整理に従事する方々はもちろんのこと、実務家、研究者、学生必読の書。

具体的には、租税通則手続の項目では破産による法人格の消滅と保証債務の履行などを、財産の差押えの項目では譲渡制限特約付債権の譲渡と債務者の事後承諾や公共工事の前払金保証制度下での前払金支払と信託などを、租税と他の債権との調整の項目では一般債権者による債権差押えと物上代位による差押えの競合などを、第二次納税義務の項目では遺産分割協議と徴収法39条の適用などを解説。

必要な裁判例を容易に検索できるよう、巻末に年月日順掲載判例索引を搭載。参考文献も明示し、より実務的に使いやすくなった新訂版。

A5判、764ページ。定価5390円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



カミ商事グループ

カミ商事株式会社

取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一一五五〇

Challenge To The Wrapping Future!

包装文化の未来を目指して!



福助工業株式会社

代表取締役 井上 雄次

本社 〒799-0495 愛媛県四国中央市村松町190
TEL 0896-24-1111(代) FAX 0896-23-8745
http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/

東京支店	TEL(03) 5685-1300(代)	仙台営業所	TEL(022) 231-0221(代)
名古屋支店	TEL(052) 932-3431(代)	埼玉営業所	TEL(0495) 76-1800(代)
大阪支店	TEL(06) 6768-5800(代)	横浜営業所	TEL(045) 470-8111(代)
九州支店	TEL(092) 643-7101(代)	静岡営業所	TEL(054) 251-2201(代)
産業資材営業部	TEL(0896) 24-1110(代)	広島営業所	TEL(082) 923-5211(代)
		四国営業所	TEL(0896) 24-4416(代)

給与支払者が知っておくべき

定額減税の実務

■編集部編

3

今回からは、給与等の源泉徴収事務の際の定額減税のしかたについて説明していきます。

給与所得者に対する所得税の定額減税は、令和6年6月1日時点で給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収で源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者(その給与の支払者に「令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している居住者の人)を対象に、その給与を支払う際に源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行います。こうした要件を満たす人を基準日在職者といいます。

月次減税事務① 控除対象者の確認その1

給与の支払者は、6月1日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務(月次減税事務)と、年末調整の際に年調時点の定額減税額に基づき精算を行う事務

月次減税事務と年調減税事務の二つの事務

月次減税は所得制限を考慮せず

(月次減税事務)の二つの事務を行わなければなりません。

このうち、月次減税事務は①控除対象者の確認(把握)、②各人別控除事項簿の作成、③月次減税額の計算、④給与等支払時の控除、⑤控除後の事務――

一生計配偶者または扶養親族の分についても、1人につき3万円を納税者の6年分の所得税額から控除します。

給与支払者は、納税者本人がまず基準日在職者であるかどうかを確認します。合計所得金額

が1805万円を超えることが見込まれる人でも、月次減税の時点では合計所得金額を勘案しないので、基準日在職者に該当しさえすれば月次減税の対象となります。

他方、例えば、6月2日以後に就職した人は、基準日在職者に該当せず、扶養控除等申告書を提出しても月次減税を受けることはできません。所得制限にかからなければ年末調整時に減税を受けることになります。

他の給与の支払者のもとで基準日在職者であった人が、再就職先で主たる給与の支給を受ける場合も月次減税は行わず、年末調整時の対応となります。

和田が再び自分の思いを吐露する。

「法の取扱いや解釈は、絶対的な真実であるかどうか分かりません。しかし、不当に負担を逃れようとする心は、そのご本人の心のうちでは否定できないでしょう。自由主義、個人の利得が優先される世の中では、税負担の最少化を企てる行為は肯定されるのかもしれない。でも、それではさみしいし、公平ではないように思います。法の前にもモラルがあってほしいものです」

そのとき、三浦は自分の人生を回想していた。戦後の貧しさから立ち上がりながら、権力により、死に追いやられた父の記憶。それ以来、権力を嫌い、体制側を常に敵とみなし、戦ってきた自分の足跡。米国での和田との交流の日々、そして、月亮を通して聞いた亡き妻の言葉。



喫茶ルームには、3人にとって聞きなれたBGMが流れていた。テレサ・テンの月亮代表我的心(ユエリャン タイピャウウォーディシン)であった。3人は黙って、その曲を聞いた。ただ、三浦だけは音にならない小さな声で同じ言葉を繰り返し口ずさんでいた。

「ユエリャン タイピャウウォーディシン、月亮代表我的心(月の灯りが私の心を表している)」

3人はそれ以上の会話を続けなかった。それでも、3人とも穏やかな表情で、笑みを浮かべていた。別れ際に、月亮が話をまとめるように笑顔で、言葉を伝えた。

「先日、王老師からうかがいました。故事に学べば、人も社会も国も、互いに愛すること、信じること、思いやることが大切。兼愛、信仁でしょう。今どきの言葉では、相手を知り、理解し、信頼し、そして協力し合うことですね。和田先生、三浦先生、今日は良い話をたくさんいただきました。ありがとうございます。三浦さん、また会いましょう」



中央财经大学のキャンパス

3人はホテルの玄関口で別れる。3人の頭上に広がる空は、相変わらずどんよりとくすんでいた。しかし、空を見上げる和田と月亮の心は晴れ晴れとしていた。そして、三浦も、自分を長い間支配していた暗く重い呪縛から解放たれ、心に一閃の明るい日が差したように感じていた。和田と月亮は大学へ、三浦は、そのまま空港へ向かった。

その後、租税回避で名をはせた三浦が、税務当局と敵対する租税回避行為に絡む仕事を企てることも、依頼を引き受けることもなくなる。

また、月亮が一連の租税回避行為について、中国の税務当局に三浦の名前を伝えることはなかった。

3 王老師の言葉

和田と三浦、そして月亮の3人が出会ってから数週間が経っていた。

和田は久しぶりに中央财经大学の王老師の研究室を訪ねる。その訪問に、和田は三浦を誘った。和田は、どうしても三浦を王老師に会わせたいと思ったのである。

王老師の研究室に入るなり、盲目の王老師が、訪問者に向けて声をかけた。「和田さんですね。お久しぶり。いらっしゃい。もう一人いますね。お友達ですか。鋭い感性を持つ方の方のようですよ。お仕事仲間でしょうか」

光を失った王老師であるが、その心眼は見事に訪問者を見抜いていた。

王老師は、友と共有できる時間に感謝と喜びを示すように、和田と三浦に語り始めた。

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 4月22日(月)

前回の答え **1. 1** 円

		9	4		1	7	C	
	D	1			3	9		6
7					6		5	
	2				5			3
1								2
8			6				4	
	9		5					7
3		7	2			5	B	
A		4	7	E	8	2		

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。A B Cのマスに数字を埋めてください。並べると令和4事務年度の法定資料の提出枚数になります。

答え=

A 億 B, C D E 万枚

予想難易度: 7

TAX
ナンバー
プレイス

いちい信用金庫

本店／一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201
<https://www.shinkin.co.jp/ichii/>



NARITA

セラミックス
ガス機器
熱処理炉

株式会社 成田製陶所

本社／〒489-8680
愛知県瀬戸市道泉町70番地
TEL (0561) 82-5959(代)
FAX (0561) 85-0177

東京営業所／〒164-0013
東京都墨田区緑4丁目10-20
TEL (03) 5600-8166
工場／瀬戸市内2ヶ所・碧南・京都

